

# 市内で創業する方に補助金を交付します！

## 南陽市創業支援補助金の概要

### 1 創業（フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を開始する場合は除く）

- (1) 事業を営んでいない個人が、市内で新たに事業を開始すること。
- (2) 事業を営んでいない個人が、市内で新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

### 2 対象者

- (1) 市内に住所を有し、又は有することを予定している方
- (2) 補助金の交付を受けた年度の3月末までに事業を開始する方
- (3) 農業、林業又は漁業でない事業を1日4時間以上かつ1か月に15日以上行う方
- (4) 事業計画について南陽市商工会の指導相談を受け、事業計画確認書の交付を受けた方
- (5) 南陽市商工会の会員又は会員になる予定の方

### 3 補助金の額

- (1) 補助金の算定：補助対象経費の1/2以内
- (2) 補助金の上限：500,000円（下限：150,000円）
- (3) 補助対象経費

経費区分	内容
機械・装置・備品費	創業にあたり必要な機械、装置及び備品（単価1万円以上のものに限る。）の購入に要する経費 ※PC、タブレット端末及び携帯電話の購入に要する経費を除く。
建物・設備費	事業所の建物及び建物付属設備の取得・改修に係る経費
広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等の作成、広報媒体の活用、看板の作成等のために支払われる経費
デザイン委託費	デザインに要する経費のうち、自ら実行することが困難な業務を委託するために支払われる経費
システム等導入費	創業に当たり必要なシステム等の導入に要する経費 ※オフィスソフトの導入及びシステム等の更新に要する経費を除く。

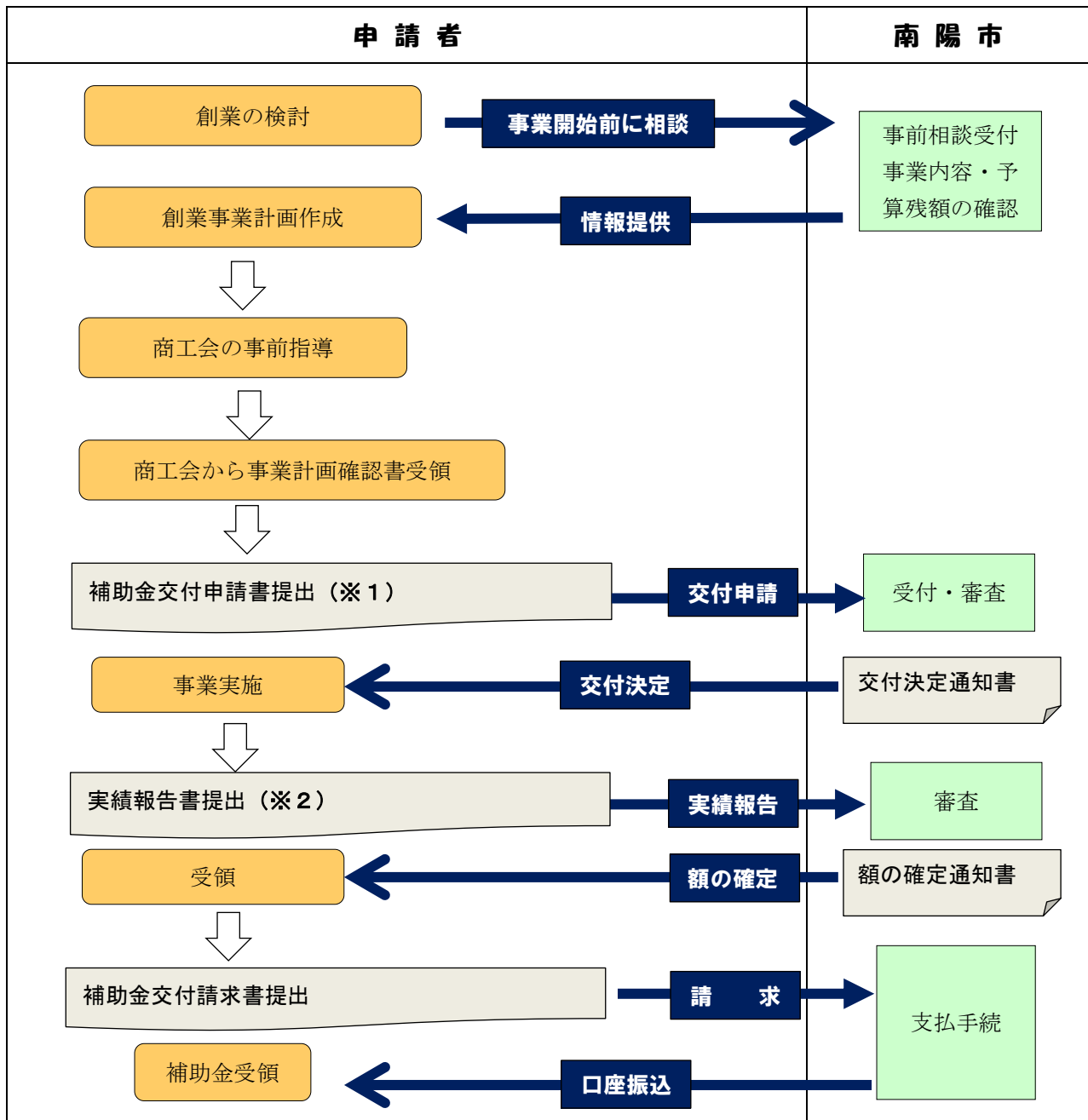
#### 【お問合せ先】

○南陽市 商工観光課 商工労政係

電話：0238-40-8294

FAX：0238-40-3422

<南陽市創業支援補助金申請から補助金受領までの流れ>



※1 【交付申請のときの提出書類】

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画確認書（南陽市商工会発行）  
※事業計画書の写しを含む
- ③収支予算（決算）書
- ④本人確認書類（免許証等）
- ⑤事業に必要な資格・免許等写し
- ⑥見積書・カタログ等の写し
- ⑦納税証明書

※2 【実績報告のときの提出書類】

- ①実績報告書
- ②収支予算（決算）書
- ③領収書等の写し（詳細が分かるもの）
- ④税務署に提出した開業届又は  
法人設立届出書の写し
- ⑤交付決定者が市内に住所を有することを  
確認できる書類